

(趣旨)

第1条 受託研究員の研究料および研究に要する特別の経費(以下「研究料等」という)の納入については、金銭出納規定に定めるほか、この内規の定めるところによる。

(研究料等および納期)

第2条 研究料等は、別表(日割り計算はしない)のとおりとし、当該年度での研究期間に応じた相当額を、研究許可後7日以内に納入しなければならない。ただし、研究を翌年度の4月から開始する場合または研究期間が翌年度にわたる場合の当該年度分相当額は、4月1日から4月7日までの期間に納入するものとする。

2 前項のほか、研究に特別の経費を要する場合は、その都度研究員規定第18条に規定する事務取扱部署の長が、受託研究員を派遣する学外研究機関との協議によりその負担について定めるものとする。

(納入方法)

第3条 研究料等は銀行に振り込むものとする。ただし、やむを得ない場合は、金銭出納規定第10条に定める収納部署に納入することができる。

2 研究料等を期日までに納入しない者には、研究を許可しない。

(既納の研究料等)

第4条 既に納入された研究料等は、理由のいかんを問わず返戻しない。

(内規の改廃)

第5条 この内規の改廃は、各学長の意見を聴いて、理事長が行う。

付 則

- 1 この内規は、2012年4月1日から施行する。
- 2 昭和61年3月26日制定の大阪工業大学国内研究員研究料納入内規は廃止する。

別表

1. 研究料(大阪工業大学)

区分	金額
実験系	月額 20,000円
非実験系	月額 10,000円

2. 研究料（摂南大学）

区分	金額
理工学部 工学研究科	月額 20,000円
薬学部 薬学研究科	
看護学部	
外国語学部 国際言語文化研究科	月額 10,000円
経営学部 経営情報学研究科	
法学部 法学研究科	
経済学部	

3. 研究料（広島国際大学）

区分	金額
保健医療学部 医療・福祉科学研究科（医療工学専攻）	月額 20,000円
工学部 工学研究科	
看護学部 看護学研究科	
薬学部 薬学研究科	
心理科学研究科（感性デザイン学専攻）	
医療福祉学部 医療・福祉科学研究科（医療福祉学専攻）	月額 10,000円
医療経営学部 医療・福祉科学研究科（医療経営学専攻）	
心理科学部 心理科学研究科（臨床心理学専攻・コミュニケーション学専攻、実践臨床心理学専攻）	

4 研究料の月額の対象となる期間

研究開始日から翌月同日までを1カ月とし、次月以降も同様とする。